

福岡市ふれあい相談員（介護サービス相談員）募集のお知らせ（案）

福岡市は、市民ボランティア「ふれあい相談員（介護サービス相談員）」を募集します。

「ふれあい相談員（介護サービス相談員）」は、特別養護老人ホームなどの介護サービスの提供の場を訪問し、利用者やその家族などからの相談にあたり、施設側との橋渡しをすることで、利用者の疑問や不安を解消したり、施設サービスの質の向上を支援したりするボランティアです。

【応募資格】 以下の事項全てを満たす方

- 1 福岡市内に居住、または通勤・通学する平成18年4月1日以前に生まれた方
 - 2 高齢者福祉に対する熱意と理解があり、ボランティア精神に富む方
 - 3 介護サービス事業所の役員又は従業員でない方
 - 4 市が指定する研修を受講できる方
 - 5 健康状態が良好で、市内の介護サービス事業所等に公共交通機関や自家用車等で訪問できる方
- ※下記の研修に参加していただく予定です。

- 介護相談員養成研修 前期：令和8年7月21～24日（4日間）
後期：令和8年8月27日（1日間）] の5日間
主催／介護相談・地域づくり連絡会 予定会場／東京又は市庁舎でのオンライン
●他に、7～8月に数回の施設訪問等実地研修を予定しています。 *研修費用・旅費は福岡市負担

【募集人員】

4名程度

【任期】

令和8年4月1日～令和11年3月31日

※相談活動開始は、養成研修及び実地研修受講後の令和8年10月からとなります。

【応募方法】

所定の応募用紙に必要事項を記入し、下段の応募先へメール又は郵送してください（メールの場合
は件名を「ふれあい相談員応募」とし、郵送の場合は封筒の表に「ふれあい相談員応募」と朱書きし
てください）。

なお、提出された応募書類はお返しいたしませんので、あらかじめご了承願います。

【受付期間】

令和8年2月24日（火）まで（必着）

【選考方法】

一次審査として応募書類による書面選考、二次審査として面接による選考を行います。

一次審査の結果は全員に郵送で通知します。

その際、二次審査に進まれた方には面接の時間や場所をご連絡します。

面接は、令和8年3月19日（木）を予定しています。

二次審査の結果についても、面接を受けた方全員に郵送で通知します。

【ふれあい相談員の活動等について】

- 1 相談活動 市内の介護サービス事業所等（主に介護老人福祉施設）を訪問し、利用者やその家族からの相談等にあたります。1人あたりの活動頻度は、月2～4回程度です。
- 2 連絡会議 年3～4回、平日日中に市役所又は区役所で会議があります。
- 3 謝礼 事業所訪問 1回 3,500円（交通費等諸経費込み、遠隔地へのタクシー利用代は別途支給）
連絡会議出席1回 1,000円（交通費込み）

【応募先・お問い合わせ先】

福岡市福祉局高齢社会部介護保険課

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号（福岡市役所12階）

電話 (092)733-5452

FAX (092)726-3328

電子メール kaigohoken.PWB@city.fukuoka.lg.jp